

## 景観

### 1. 調査

- 一 調査すべき情報
  - イ 主要な眺望点
  - ロ 主要な眺望景観の状況
  - ハ 地域の景観の特性

環境影響評価の項目の選定に当たり、規則別表第2に掲げる「土地又は工作物の存在及び供用」の中の「施設の存在等」の活動要素が「景観」に係わる環境要素に与える影響を検討する場合、「施設の存在等」には、樹木の伐採や造成工事を実施した結果としての「土地及び地形の改変」の状況を含むことから、以下に掲げる情報を調査して把握するものとする。

- イ 対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点（\*1）の位置及び分布状況
- ロ 主要な眺望点からの景観の特徴及び眺望の状況
- ハ 地域の景観の特性として、主要な景観構成要素（\*2）及び景観資源（\*3）を調査し、これらが集合体として果たしている地域景観の特性を把握する。

- \*1 眺望点：景観を展望する地点が存在する場。また、主要な眺望点とは、展望地、峠、観光道路、集落・社寺、野外活動施設、一般道路、航路等。
- \*2 主要な景観構成要素：稜線、地平線、水辺、建築物、緑地、河川、橋梁等
- \*3 景観資源：谷津、巨樹・巨木、史跡、名勝、社寺林、祠（ほこら）、滝等

### 二 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

調査地域は、対象事業実施区域内及び当該対象事業による建築物、工作物、緑地等を近景又は中景（\*1）として望むことが可能と推測される地域（可視領域）とする。

- \*1 眺望点からの距離により、対象の識別性や景観としての意味が異なる。
  - 近景—— 一本一本の樹木の形姿が意味を有する領域
  - 中景—— 個々の樹木がテクスチャ（山はだの質感）の単位となる領域
  - 遠景—— 一本一本の樹木のアウトラインは捉えられず、稜線などの地形のアウトラインやスカイラインが視覚対象になる領域

### 三 調査地点等

調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

- (1) 対象事業の特性を踏まえ、対象事業への眺望の方向、距離（近景・中景・遠景）に留意して調査地点を選定する。
- (2) 地域の特性が把握できる調査地点とし、植生及び地形等を考慮すると共に、歴史的・文化的背景も勘案すること。
- (3) 眺望点の抽出については、以下の事項に留意して、可視領域の中から抽出するものとする。

- a 対象事業実施区域内において、自然公園、自然環境保全地域等の指定地域で、不特定多数の人が景観を望むような地点がある場合は、その地点も配慮する。
- b 眺望点は対象事業実施区域及びその周辺の眺望点の状況にも留意して抽出する。
- c 非日常的景観のみでなく、日常的景観も配慮する。
- d 今後新たな眺望点となり得ることが調査時点において明らかな地点や、調査時期にのみ草木が生い茂って不可視となる地点等も配慮する。
- e 対象事業実施区域内での調査地点は、人間の目線の範囲も考慮する。

#### 四 調査の基本的な手法

現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析

##### (1) 調査手法

- a 主要な眺望点及び眺望景観の状況
  - ① 地形図等既存資料の整理解析及び写真撮影により、可視領域を推定する。
  - ② 調査地点として抽出した各眺望点からの展望写真の撮影を行う。
  - ③ 眺望点のうち、非日常的景観の地点について、可能な限り季節別の利用状況を調査する。
- b 地域の景観の特性の調査
 

地形図等既存資料の整理・解析又は地形・地質、植物、生態系等関連する他の予測・評価項目の調査結果及び写真撮影等の現地調査により、地域内の主要な景観構成要素及び景観資源等を調査し、地域の特性を把握する。

##### (2) 調査結果の整理及び解析

- a 現況の整理
 

現況は以下の図表を作成して整理する。なお、作成する図及び写真には、対象事業実施区域及びその周辺地域の範囲を明示するものとする。ここで、これらの地域が写真1葉の範囲より大きい場合は、撮影した写真を接続させることにより、明示するものとする。

  - ① 対象事業実施区域内あるいは事業による建築物、工作物、緑地等を可視領域とする地域図
  - ② 主要な眺望点及び景観資源等の分布図
  - ③ 主要な眺望点からの眺望景観写真
  - ④ 写真内に占める工作物の割合
  - ⑤ 写真内の主要な景観構成要素の状況
  - ⑥ 写真内の色彩面からの分類
  - ⑦ 自然公園、自然環境保全地域等の関係法令による指定地域が可視領域に含まれる場合、その指定地域図
  - ⑧ 眺望点の季節別利用状況（利用者数、多客時期等）
  - ⑨ 対象事業実施区域内の景観特性分類図（景観の特性を、自然、都市等の要素に分類したもの）
- b 眺望景観の特性の解析
 

整理結果をもとに、抽出した眺望点において、地域の景観の特性に関して以下の事項を解析する。

  - ① 景観の区分

眺望景観については、自然景観と都市景観とに分類される。眺望点からの景観について、自然景観あるいは都市景観に区分する。

② 眺望景観の構成要素

眺望景観の構成要素を把握する。また、保全すべき景観構成要素を抽出する。ここで、景観構成要素は、自然物、工作物及びその組み合わせに大別され、それぞれ自然景観構成要素、人文景観構成要素及び自然人文景観構成要素と呼ばれる。

③ 眺望景観の特徴

眺望景観についての特徴を解析する。

(ア) 景観の主対象の状況

(イ) 対象事業地域の状況

(ウ) 季節別の変化

(エ) その他、当該地点からの景観について特記すべき事項

c 地域の景観特性の解析

主要な景観構成要素及び景観資源の位置及び写真、さらに景観特性分類図をもとに地域の景観の特性を解析する。この場合、地形・地質、植物、生態系等の関連する他の予測・評価項目の調査結果にも留意する。

五 調査期間等

調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

緑地等の自然景観要素は、季節により異なる場合があることから、着葉期及び落葉期に調査する。ただし、一時的に景観面での価値が発生する地域及び季節的に景観の変化が少ない地域に関しては、それらを考慮して適切な時期を設定する。

2. 予 測

一 予測地域

調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域

調査地域に準じるものとする。

二 予測地点

調査地域の景観の特性を踏まえ、予測地域における景観に係る環境影響を的確に把握できる地点

調査地点に準じるものとする。

### 三 予測の基本的な手法

主要な眺望点及び眺望景観並びに地域の景観の特性の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析その他適切な方法

#### (1) 予測項目

- a 主要な眺望点の改変及び眺望景観の定性的変化
- b 主要な景観要素の不可視化領域、景観に占める人工工作物の割合等の定量的変化
- c 地域の景観特性の定量的変化（主要な景観構成要素及び景観資源の変化）

#### (2) 予測手法

主要な眺望点及び眺望景観に与える影響について、その変化をできる限り視覚的に表現することにより予測する。

また、眺望点と主要な景観構成要素との位置関係を明示するために、必要に応じて眺望点と対象事業実施区域とを結ぶ直線上の断面図、景観特性分類図を作成する。

なお、景観の変化をできる限り視覚的に表現する方法としては、モニタージュ写真による方法を基本とするが、この方法以外に、コンピューター・グラフィックス、パース、模型、鳥瞰図等による方法を用いてもよい。

#### (3) 予測結果の整理、解析

以下の図表を作成して整理する。

- a 景観の改変内容の分析（景観構成要素及び景観資源の位置、形、大きさ、色、その他）
- b 眺望点の改変及び眺望景観の変化の定性的予測
- c 景観の中で工作物が占める割合の変化の算出
- d 開発行為によって不可視化又は改変される主要な景観構成要素の把握
- e 景観特性分類図等をもとに地域の景観の特性の変化を定量的に把握する。

ここで、色については、必要に応じて色相、明度、彩度等の数値による表示も行うものとする。

### 四 予測対象時期等

調査地域における景観の特性を踏まえ、景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

予測は、以下を参考として、景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

- ・ 供用開始後において植栽等による修景が完了する時期
- ・ 対象事業の実施後、工作物の撤去又は廃棄が行われる場合は、工作物の撤去又は廃棄後に景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

なお、工事が長期にわたる場合で、地域特性を踏まえ、景観に係る環境影響評価が必要と判断される場合は工事期間中における影響を的確に把握できる時期においても設定する。

## 3. 評価

主要な眺望点及び眺望景観並びに地域の景観の特性の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

主要な眺望点及び眺望景観並びに地域の景観の特性の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法は、

- (1) 事業予定地の位置の変更
- (2) 改変量の最小化
- (3) 工作物の配置、構造、色彩の変更
- (4) 修景

等の環境保全措置を対象として、複数案の比較検討又は実行可能なより良い技術が導入されているか否かについて検討することにより、事業者の実行可能な範囲で、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価する。